平成３０年度北海道主任介護支援専門員更新研修に係る受講対象者

１　研修対象者

　　研修対象者は、次の（１）から（５）までのいずれかに該当する者とする。ただし、平成１８年度から平成２６年度までの間に主任介護支援専門員研修を受講した者とする。

（１）介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者

ア　北海道が研修実施機関として指定した（社福）北海道社会福祉協議会、（一社）北海道介護支援

専門員協会及び（一社）北海道総合研究調査会が主催する介護支援専門員研修（実務・専門Ⅰ・　　　専門Ⅱ・主任）の企画委員会又はカリキュラム検討ワーキングの委員に過去３年以内（平成２７年から主任更新見込みまでの間）に就任した者

イ　北海道が研修実施機関として指定した（社福）北海道社会福祉協議会、（一社）北海道介護支援

専門員協会及び（一社）北海道総合研究調査会が主催する介護支援専門員研修（実務・専門Ⅰ・　　　専門Ⅱ・主任）の講師またはファシリテーターを過去３年以内（平成２７年から主任更新見込みまでの間）に務めた者

（２）次の要件を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、年４回以上参

加した者

　　ア　主催団体

北海道、介護保険の保険者（市町村等）、地域包括支援センター、（一社）日本介護支援専門員

協会、（一社）日本ケアマネジメント学会、（一社）北海道介護支援専門員協会及び各地域におけ

る介護支援専門員からなる組織・団体（ケアマネ連協等）

イ　研修内容等

①研修内容

主として介護支援専門員を受講対象とした、介護支援専門員の資質向上に係るもの（ケアマネジ

メント、ケアマネジメントに必要な多職種連携、地域包括ケアに関するもの）

②研修時間

１回の研修が９０分以上

　　　③研修として認めないもの

情報交換会や交流会、処遇検討のためだけの地域ケア会議、一般市民等を含めた研修会やフォー

ラム、意見交換会など

ウ　時期

「年４回以上」の始期は、平成29年4月1日とする。

（３）過去５年以内（平成２５年から主任更新見込みまでの間）に、日本ケアマネジメント学会が開催

する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

「演題発表等の経験」については、発表抄録の中に氏名が記載されていれば当日の発表者でなくて

も可とする。

（４）日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

（５）次のアからエまでのいずれかの要件を満たす者

ア　道内の地域包括支援センターに従事し、又は従事を予定している者であって、主任介護支援専

門員としての業務に十分な知識と経験を有する者として市町村長が推薦するもの

イ　平成２８年度以降の介護支援専門員実務研修の実習において指導した者

ウ　道が実施する初任介護支援専門員ＯＪＴ事業においてアドバイザーとして従事した者

エ　介護支援専門員地域同行型研修において指導者として従事した者

２　研修対象者の確認

研修対象者であることを確認する方法は、次によることとする。

（１）１－（１）－アについては、次のいずれかの書面の提出

①参加した企画委員会又はカリキュラム検討委員会への委員委嘱書の写し（委員会名及び委嘱期間

がわかるもの）

②参加した企画委員会又はカリキュラム検討委員会の委員名簿の写し（委員会名及び開催時期がわ

かるもの）

（２）１－（１）－イについては、次のいずれかの書面の提出

①指定実施機関からの、講師又はファシリテータ－への就任依頼文の写し（研修名及び従事年月日

がわかるもの）

②従事した講義等のプログラム等で、講師等の氏名、研修名及び実施年月日がわかるもの

（３）１－（２）については、次の書面の提出

①研修修了証の写し（受講した研修において修了証が発行された場合に限る。）

修了証が無い場合は、受講票、受講通知、受講料の請求書・領収証など研修主催者が交付する書

面で、受講者本人の氏名が記載されたもの

②研修プログラム及び研修資料の写し（主催団体名、研修名及び実施年月日がわかるもの）

（４）１－（３）については、次の書面の提出

①発表等を行った研究大会等のプログラム（大会名及び開催年月日がわかるもの）

②発表資料の写し（大会名、開催年月日及び研究者等氏名がわかるもの）

（５）１－（４）については、次の書面の提出

日本ケアマネジメント学会が発行する認定ケアマネジャー資格証の写し

（６）１－（５）－アについては、次の書面の提出

　　市町村が発行する「推薦書」（別記様式１）

（７）１－（５）－イについては、次の書面の提出

　　実習場所となった事業所の代表の従事証明書（別記様式２）

（８）１－（５）－ウについては、次の書面の提出

初任介護支援専門員OJT事業の研修修了証の写し（アドバイザーとして従事したことがわかるもの）

（９）１－（５）－エについては、次の書面の提出

研修修了証の写し（指導者として従事したことがわかるもの）

３　その他

修了証の紛失等により上記２の書類が提出できない場合は、北海道又は指定実施機関において状況等を確認した上で、個別に対応する。